

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年4月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300607号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400004号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月1日から昭和60年4月1日まで
② 昭和60年4月1日から昭和62年4月1日まで
③ 平成2年4月1日から平成3年4月1日まで

A社に勤務した請求期間①、C市に所在したD物卸売事業所に勤務した請求期間②、B社に勤務した請求期間③に係る厚生年金保険の加入記録がない。いずれも正社員として勤務していたので、調査の上、請求期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の元事業主及び同社に係る商業登記簿謄本の役員欄に氏名を記載されている元取締役は、請求期間①当時の資料は保有していない旨回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年6月1日であり、請求期間①においては適用事業所でないことが確認できる。

さらに、請求期間①において、請求者に係る雇用保険の加入記録を確認できない上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を保有していないことから、請求者の当該期間における勤務

実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者は、C市に所在したD物卸売事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者は、事業所名称、所在地及び事業主名を記憶しておらず、請求対象事業所を特定することができない上、請求期間②当時の上司の名前についても姓のみの記憶であることから、当該上司を特定することができず、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間②において、請求者に係る雇用保険の加入記録を確認できない上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を保有していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 請求期間③について、請求者は、B社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、平成8年6月1日に解散していることが確認できるところ、解散当時の代表取締役及び役員との連絡先は不明であることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、請求期間③において、請求者の雇用保険の加入記録を確認できない上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を保有していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から③までに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。